

障発0809第3号

平成24年8月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における
障害の認定要領の一部改正について

標記については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）により実施されているところですが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、第6節肢体の障害について別添1から別添2までのとおり改正し、平成24年9月1日から適用することとしましたので、管内市区町村及び関係機関に対しましても周知をお願いするとともに、その運用について遺憾のないようお取り計らい願います。

なお、本通知の施行に当たり、改正後の診断書の準備をしていただく間については、従前様式の診断書の使用も可能としますので、ご留意願います。